

練馬区立学びの農園使用料減額・免除申請書

練馬区長 殿

申請者 住所

氏名

電話番号

練馬区立学びの農園条例施行規則第10条の規定により、つぎのとおり使用料の減額・免除を申請します。

使用料の減額・免除を申請する理由	練馬区立学びの農園条例施行規則別表 に該当	
区分	免除 ・ 5割減額	
使用料	減額・免除前	減額・免除後

注 の欄には記入しないでください。

この使用料減額・免除申請書と一緒に「使用許可申請書」または「多目的室利用申請書」を提出してください。